

人事労務ニュース

平成21年6月号

算定基礎届（定時決定）

算定基礎届は、会社で使用される被保険者の報酬月額（4月・5月・6月）を、毎年7月1日～7月10日の間に届け出て各被保険者の標準報酬月額を決定します。

算定基礎届(定時決定)の対象者

【対象となる者】

5月31日までに被保険者資格を取得した者で、7月1日現在、在職中の者
7月1日以降に退職する被保険者(資格喪失日：7月2日以降)

【対象とならない者】

7月・8月・9月に「随時改定」または「育児休業等終了時改定」が行われる被保険者
その年の6月1日以降に資格を取得した被保険者
6月30日以前に退職した被保険者(資格喪失日：7月1日以前)



報酬月額の算定方法

算定基礎月の報酬について

4月・5月・6月の各月に実際に支払われた報酬が算定基礎届の対象となります。

Point

給与の締切日ではなく、「**実際に報酬が支払われた日の属する月**」で考えます！

(例)

「未締め、翌月末日払い」
4/1～4/30分 5/31支払い

↓
5月分に受けた報酬として取扱います。

報酬支払基礎日数

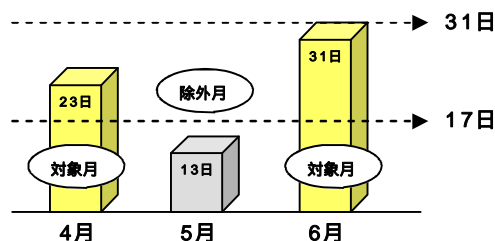
4月・5月・6月の各月とも、報酬支払基礎日数が**17日以上**あることが必要です。

Point

17日未満の月がある場合は、その月を除いて計算を行います。

(例外) 途中入社の場合

報酬支払基礎日数が17日以上あっても、入社月の翌月以降が対象となります。



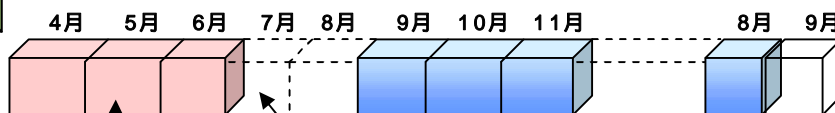
【月給制の者】

原則:支払対象期間の暦日数
例外:欠勤控除がある場合
(会社が定める1月の所定勤務日数) - 欠勤日数

【日給制の者】

支払対象期間の出勤日数
(有給休暇取得日を含む)

算定基礎届(定時決定)の手続き



4・5・6月の報酬月額を届出書に記入します

7/1～7/10までに各被保険者に届出書を提出

新しく決定された標準報酬月額を適用(その年の9月～翌年の8月)

